

---

---

# 1. 規約の変更

---

---

規約の改訂について

検討会、部会における議事録内容については、**詳細版を公表することとする**。（別紙、議事内容の情報公開を改訂）

### 《 規 約 》

四国横断自動車道 吉野川渡河部の環境保全に関する検討会 規約

（公開）

第8条 検討会及び部会は、原則として公開するものとする。

2. 会議の公開に関し必要な事項は、別紙によるものとする。

＜別紙＞

四国横断自動車道 吉野川渡河部の環境保全に関する検討会の情報公開について

四国横断自動車道 吉野川渡河部の環境保全に関する検討会（以下「検討会」という。）規約第8条に基づき、「情報公開」の方法等を下記のとおり定める。

（議事内容の情報公開）

- ・ 議事内容の情報公開は、検討会または部会終了後、事務局が速やかに**概要を作成し**、出席委員の確認を得た上で、公開する。



**概要を作成した後、詳細版を作成し**